

笹田議員が6月議会で「学童期の子どもたちの居場所」について、質問をされていました。具体的には、「大垣市には小学生の居場所がない。多くの自治体には中学校区に一つの児童館など、こどもの居場所になる施設がある。子どもたちに丸一日留守番させざるをえないときに有意義に過ごさせたい」という親の願いをうけての質問でした。大垣市は、「児童館をつくる気はない」という子育て支援会議での返答を受けての質問でした。

子どもの居場所「児童館」

ところで、大垣市には、児童館が墨俣にはありますが、あまり馴染みがないかもしれません。児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目

的としています。児童館には、遊戯室や図書室、創作室やパソコン室が設けられていて、専門の児童の「遊び」を指導する指導員が配置され、地域の実情や季節に合わせた遊びの場が提供されます。

例えば、私が育った地域(名古屋)には児童館があり、学童期にはいつでも遊びに行くといいところでした。また、中学生期にはボランティア活動の場として利用した経験があります。そこには指導員さんがいて、見守りや助言をしてくれていたように思います。また最近では、震災後まもない熊本市で、子どもを連れて児童館を利用しました。図書館に併設された児童館は開館しており、小学生ぐらいの子どもたちが何人かやってきて、別の部屋にある卓球で遊んだり、貸出してくれる野球ゲームやカードゲームで思い思いに遊んでいる

姿がありました。笹田議員がいうように、学童期は、子ども集団をつくって様々な活動をする時期。自由に活動できる安全な場所が保障されることが必要だと実感します。

「遊び」の「場」を権利として

笹田議員は、とくに学童期の子どもたちに「遊び」の「場」を権利として保障する政策が大切だと力説されました。昨今は、子どもを取り巻く痛ましい事件が多発しているように感じます。岐阜市では今年度、児童館への予算を増額したとも新聞で読みました。大垣市でも、「児童館」がすぐには難しくても、子どもの居場所になりうる場や施設の拡充を求めていきたいものです。